

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会
役員等の報酬等支給規程

(平成20年規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員会委員
- (4) 第三者委員
- (5) ボランティアセンター運営委員会委員
- (6) にこにこヘルプサービス運営委員会委員
- (7) その他評議員会において定める者

(常勤役員の報酬)

第3条 役員等のうち常勤の役員（以下「常勤の役員」という。）には、月額400,000円以内の額を報酬として支給する。ただし、本会の使用人が常勤の役員を兼ねる場合は、当該報酬は支給しない。

- 2 新たに常勤の役員となった者には、役員となった日の属する月から報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が退職したときは、退職した日の属する月まで報酬を支給する。
- 4 常勤の役員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であって役員となった日が月の初日でないとき又は役員でなくなった日が月の末日でないときの報酬額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 6 報酬は、その月分を社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（平成14年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号）第9条第1項に規定する本会の職員の給与の支給日に支給する。

(非常勤役員等の報酬及び費用弁償)

第4条 常勤の役員以外の役員等（春日井市の職員である者を除く。）がその職務に従事したときは、次の各号に応じて報酬又は費用弁償を支給する。

(1) 第2条第1号から第3号までに規定する者は、日額7,300円を報酬として支給する。

(2) 第2条第4号から第7号までに規定する者は1回につき4,000円を費用弁償として支給する。

(3) 第2条第8号に規定する者は1回につき4,000円以内の額を費用弁償として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等のうち常勤に準ずる役員で会長が特に認める役員については、月額123,400円を報酬として支給する。

3 報酬及び費用弁償は、その職務に従事したつど支給する。ただし、前項に規定する報酬の支給は、前条第2項から第6項までの規定を準用し、「週休日の日数」とあるのは、「月の初日から役員となった日の前日まで又は役員でなくなった日の翌日から月の末日まで」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第5条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤の役員には、期末手当を支給する。これらの日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 前項に規定する期末手当の額は、本会の職員の期末手当の支給割合等を考慮して会長が定める。

(退職手当)

第6条 常勤の役員（春日井市の職員であった者で会長が定めるものを除く。）が退職し、又は死亡したときは、退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、その者の報酬の月額にその者の勤続期間1年につき100分の100を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、常勤の役員が任期満了、傷病（労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1の障害等級のうち1級から7級までに該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。）又は死亡によらず、自己の都合により退職した場合における退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる基準に該当するときは、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

- 4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員退職手当支給規程（平成14年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第13号）の適用を受ける者の例による。

（旅費）

第7条 役員等の旅費については、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程（平成14年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第12号）の規定による。

（公表）

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（上限を定められた報酬額の決定）

第9条 第3条第1項において定められた報酬の範囲内で支給する額は、評議員会の決議を経て決定する。

（委任）

第10条 第4条第1項第3号において定められた費用弁償の範囲内で支給する額は、会長が決定する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会役員等の費用弁償支給規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第7号）

この規程は、評議員会の議決の日から施行する。

附 則（平成23年規程第6号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第7号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第3号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。